

## 外国価格参考制度における外国平均価格と保険償還価格との倍率の変遷について

- 外国価格参考制度は、平成14年改定において、新規医療材料の価格調整及び再算定（価格見直し）に導入され、その際の外国平均価格との倍率は、新規は2倍を上限、再算定（価格見直し）の対象を1.5倍以上かつ下落率15%以内のものとされている。
- 平成16年改定において、価格見直しについて、その対象となる医療材料を、外国平均価格の2倍以上とすることを新設し、平成20年には、新規は、1.7倍を上限、価格見直しは1.7倍以上を対象とすることとされた。
- なお、平成20年改定においては、新規の上限及び価格見直しのそれぞれについて、「次回改定（平成22年改定）において、1.5倍とすることをにらみつつ、1.7倍とする。」とされたところである。

	新規の価格上限	再算定（価格見直し）の対象	
H14 改定	<u>2倍以上の場合に2倍</u>	<u>1.5倍以上、下落率15%以内</u>	
H16 改定	"	"	<u>2倍以上</u>
H18 改定	"	"	"
H20 改定	<u>1.7倍以上の場合に1.7倍</u>	"	<u>1.7倍以上</u>